

中小企業の要件（資本金又は従業員数が条件をみたしていること）

| 業種                 | 資本金      | 従業員数   |
|--------------------|----------|--------|
| 製造業、建設業、運輸業、その他の業種 | 3億円以下    | 300人以下 |
| 卸売業                | 1億円以下    | 100人以下 |
| サービス業              | 5000万円以下 | 100人以下 |
| ソフトウェア業又は情報処理サービス業 | 3億円以下    | 300人以下 |

注 1：上記に該当する中小企業であっても、以下のいずれかに該当する場合（みなし大企業）は対象に含みません。

1. 一つの大企業（中小企業以外の者）が発行済み株式総数又は出資総額の 1/2 以上を単独に所有又は出資している場合
2. 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の 2/3 以上を所有又は出資している場合
3. 上記の他、大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

注 2：小規模企業：中小企業のうち従業員 20 人以下(商業(卸売業・小売業)・サービス業は 5 人以下)の事業者等を指します。

注 3：屋号を持っている個人は、小規模企業者（個人事業主）とみなします。